

ふじさわSDGs 共創パートナー制度実施要綱

令和4年7月25日制定

1. 制度及びこの要綱の目的

本市においてSDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組を行う企業（個人事業主を含む。）、地域団体、市民活動団体、教育機関等（以下「企業等」という。）、多様な主体の活動を広く紹介し、また相互の連携を深めることによる更なるSDGsの推進と浸透を目的として、「ふじさわSDGs 共創パートナー制度（以下「共創パートナー制度」という。また、当制度に登録した企業等を「共創パートナー」という。）」を実施する。本要綱は、本制度の登録要件等についての事項を定めるものである。

2. 登録の要件

共創パートナー制度に登録できる企業等は、次にあげる各号のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) SDGsの理念に賛同し、藤沢市内でSDGs達成に向けた取組を行っていること。また、「藤沢らしさ」を未来に引き継ぐことに貢献する意思があること。
- (2) 市民税等を滞納していないこと。
- (3) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等に該当しないこと。また、それらと密接な関係を有しないこと。
- (4) 過去3年以内に重大な法令違反がないこと。
- (5) 藤沢市及び共創パートナーの信用や品位を損なうおそれのある活動を行わないこと。
- (6) 共創パートナーであることを利用して、政治活動、思想・宗教の啓発活動を行わないこと。

3. 登録の方法

- (1) 共創パートナーへの登録を希望する企業等は、必要事項を記入した「ふじさわSDGs 共創パートナー登録・変更申請書（様式1）」及び「ふじさわSDGs 共創パートナー宣言書（様式2）」を電子メールで市長へ提出し、申請を行うものとする。
- (2) 市長は提出された申請書等を審査し、共創パートナーとして適当であると認める場合は、共創パートナーとして登録する。また、必要に応じ

て申請者に追加書類を求められることができる。

4. 登録申請の単位

- (1) 企業は、企業単位、支店・営業所単位のどちらでも登録申請できる。
(地域団体及び市民活動団体もこれに準ずる。)
- (2) 小学校、中学校、高校は学校単位、大学は研究室・部活動・サークル単位で登録申請できる。
- (3) 個人での登録申請はできない。

5. 登録有効期間

登録日から2030年（令和12年）12月31日までとする。

6. 登録によって受けられる事項

共創パートナーへの登録が完了した企業等は、次にあげる各号の特典等を受けることができる。

- (1) 登録証の交付
- (2) 市ホームページでの紹介
- (3) 「ふじさわSDGsロゴマーク」の使用権利
- (4) 共創パートナー同士の交流イベント等への参加

7. 登録の変更及び解除

- (1) 共創パートナーが「ふじさわSDGs共創パートナー登録・変更申請書（様式1）」によって届け出た内容に変更が生じた場合は、同様式によって届け出るものとする。
- (2) 共創パートナーが「ふじさわSDGs共創パートナー宣言書（様式2）」によって届け出た内容に変更が生じた場合は、同様式を再度届け出るものとする。
- (3) 共創パートナーが登録要件を満たさなくなった場合、若しくは登録の解除を希望する場合は、「ふじさわSDGs共創パートナー登録解除申請書（様式3）」によって届け出るものとする。

8. 取組実績の報告

- (1) 共創パートナーは、毎年4月から5月までの間に、前年度（4月1日から翌年3月31日までを年度とする。）の取組実績を「ふじさわSDGs共創パートナー取組実績報告書（様式4）」によって報告しなければならない。

- (2) 共創パートナーから提出のあった「ふじさわSDGs共創パートナー取組実績報告書（様式4）」については、市ホームページで公開する。
- (3) 共創パートナーへの登録日からその年度末までの期間が4か月に満たない場合、当該年度の取組実績報告は任意とする。

9. 登録の取消

次の項目に該当する場合、市長は共創パートナーの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請情報に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 登録要件を満たさなくなった場合
- (3) 当制度の運営にあたって重大な支障が生じると考えられる場合
- (4) 「8. 取組実績の報告」に定める取組実績の報告が行われない場合

10. その他

この要綱に定めがない事項については、市長が定める。